

令和7年度液晶ディスプレイ一体型電子黒板の購入に関する制
限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：令和7年度液晶ディスプレイ一体型電子黒板の購入
- (2) 数 量：99台
- (3) 納入場所：那覇市立小学校36校（小学校4年生全普通教室）
- (4) 仕 様：別添「機器仕様書」のとおり
- (5) 機器導入の内容：別添「導入機器概要」のとおり
- (6) 納品・設置期限：令和7年8月25日
納品・設置については、設定作業などを行い、使用可能な状態にすること。
- (7) 導入機器の他、導入機器概要及び各仕様書に示されている、各種費用（導入設置、設定、配線資材、工事、廃棄、調査、研修等の経費）を全て含めて入札に臨むこと。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 令和7年4月1日において、引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 那覇市内に本店又は支店等を有していること。

(8) 別添「機器仕様書」に示した物品を納入できるものであること。

3 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者(以下「登録業者」という。)は、第2号から第13号までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) (様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書

(2) (様式2)情報通信機器整備に係る取引実績表

(令和7年4月1日までの直近2年分の実績)

(3) (様式3)社屋(店舗)の写真等

(4) (様式4)誓約書

(5) (様式5)使用印鑑届

(6) 印鑑証明書

(7) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書)

(8) 消費税納税証明書(滞納のない証明書)

(9) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(10) 定款(法人のみ)

(11) 登記事項証明書

法人: 履歴事項全部証明書

個人: 登記されていないことの証明

(12) 身分証明書(個人のみ)

- (13) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿（官公需適格組合のみ）
- (14) （様式6）応札物品仕様適合確認書
- (15) その他市長が必要と認める書類

※印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、提出する日までの1カ月以内に発行されたものを提出すること。

4 契約条項を示す場所 本市ホームページに掲載

5 申請方法

- (1) 申請期限 令和7年4月18日（金）午後3時まで
- (2) 申請先 那覇市教育委員会 学務課 学校支援室
 （那覇市大道146-1 大道小学校敷地内2階）

)

(3) 申請方法

① 登録業者

（様式1）「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメールにて申請し、**原本**を郵送又は入札時に持参すること。メール送信後は、必ず確認の電話をすること。

② 登録業者以外

（様式1）「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメールにて申請し、期限までに（4/18必着）申請書（原本）及び関係書類を添えて郵送又は持参すること。メール送信後は、必ず確認の電話をすること。

6 入札の日時など

- (1) 日時 令和7年4月22日（火） 午後1時30分
- (2) 場所 那覇市立教育研究所 会議室
 （那覇市字大道146-1 大道小学校敷地内2階）

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

ウ 登録業者のうち、「（様式1）入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」原本を未提出の者は、その原本を提出すること。

※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上とする。ただし、那覇市契約規則第8条の第1項各号に該当する場合は免除とする。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条の第1項各号に該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 本市法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札書（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない。）
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に参加の者がした入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、メールにて提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和7年4月15日(火) 午後3時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年4月17日(木) 午後3時までに、本市ホームページに回答を掲載する。

12 同等品の確認方法・回答

(1) 同等品確認の方法

応札物品仕様適合確認書に内容を記載し、仕様に適合する同等品であることが確認できるカタログ等の写しを添えて、メールにて提出すること。メール送信後、必ずメール送信した旨、確認の電話をすること。

応札物品仕様適合確認書は、全て基準品であっても提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月15日(火) 午後3時まで

(3) 同等品確認に対する回答

令和7年4月17日(木) 午後3時までに、応札物品仕様適合確認書を提出した業者に対し、メールにて回答をする。

13 特記事項

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定する議会の議決に付すべき財産取得であることから、入札後、仮契約を締結し、議会の承認を得て本契約となる。承認を得られないときは、仮契約は無効となる旨を了承の上、入札へ参加すること。

お問い合わせ先

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

(那覇市大道146-1 大道小学校敷地内2階)

担当： 前田・上原

T E L : 098-917-3441 F A X : 098-886-7043

メール : johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp